

会 議 録

会議の名称	平成29年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成30年2月7日（水） 午後6時07分～午後8時31分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成29年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成29年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成30年2月7日（水）午後6時07分から午後8時31分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成29年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 多摩3市男女共同参画推進共同研究会事業
- ② 地縁団体認可業務
- ③ 国民年金（拠出）資格業務
- ④ 地域生活支援事業
- ⑤ 学校教育活動
- ⑥ 各業務廃止届出

(3) 諮問事項

諮問第24号 市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について

諮問第25号 小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について

諮問第26号 学校納付金自動払込みシステムへのオンライン接続について

諮問第27号 小金井市立学校における携帯型情報端末について

諮問第28号 小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について

(4) その他

ア 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【職務代理者】

仮 野 忠 男

【委 員】

朝 倉 和 子	川 井 康 晴	清 水 勉
白 石 孝	多 田 岳 人	樹 一 美
寺 島 麻 希	中 澤 武 久	本 多 龍 雄

【市 側】

西岡市長

中谷総務部長

<企画政策課>

深草男女共同参画担当課長

岩田男女共同参画室主任

<広報秘書課>

天野広報秘書課長

畑野広聴係長

<市民課>

高橋市民課長

井上市民係長

島田市民係主事

<保険年金課>

高橋保険年金課長

加藤国民年金係長

<市民税課>

秋元市民税課長

中村市民税係長

<自立生活支援課>

藤井自立生活支援課長

小林相談支援係長

齋藤相談支援係主任

<健康課>

石原健康課長

平岡健康係長

<交通対策課>

堀池交通対策課長

府川交通対策係長

旦野交通対策係主事

<学務課>

河田学務課長

深澤学務係長

立崎保健給食係長

<指導室>

小林指導室長

平田統括指導主事

郷古指導係長

<農業委員会事務局>

高橋農業委員会事務局長

島田農政係長

茅野農政係主事

<情報システム課>

鈴木情報システム課長

前園情報システム係長

<総務課>

水落総務課長

諏訪情報公開係長

古田土情報公開係主事

【傍聴者】

0名

【松行会長】

それでは、ただいまから平成29年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、審議に入る前に委員の欠席等の御連絡をいたします。朝倉委員が、遅れて出席されるようです。野中委員は御都合により欠席との連絡を受けておりますが、審議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議は成立しております。

それでは、まず平成29年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認についてを行います。お手元に修正資料が置いてあるかと存じますが、まちづくり推進課の案件につきまして、事務局より本件につきまして説明がございますので、よろしく願いいたします。

【総務課長】

それでは、前回審議会での報告事項でありました、まちづくり推進課の案件の届出番号43-51「小金井市住まいの何でも相談会相談申込及び情報提供同意書」について、書面の右上に「修正後」と入れました両面刷りの資料を、机上に配布しておりますので、説明させていただきます。

住宅相談事務の住まいの何でも相談会に関する申込及び情報提供同意書について御意見をいただきましたので、調整をさせていただきました。書面の裏面の様式を御覧ください。

右側の欄に「申込者氏名欄」を設けまして、自署をあらかじめまたは当日いただくことで対応させていただきましたので、報告させていただきます。

説明は以上です。

【松行会長】

ほかに訂正等がございますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【西岡市長】

初めに、報告事項について申し上げます。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが12件、届出廃止に関するものが14件になります。

次に諮問事項です。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「小金井市立学校における携帯型情報端末について」、個人情報保護条例第15条に基づく「学校納付金自動払込みシステムへのオンライン接続について」、「小金井市立学校における携帯型情報端末へのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託について」、「小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について」の合計5件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【松行会長】

確かに承りました。

【総務課長】

市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。

【松行会長】

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に事務局からの説明を受けたいと存じます。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告及び本日の流れについて説明をさせていただきます。

まず、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始12件、廃止14件でございます。

2 ページには、部課別の明細となります。

3 ページ、4 ページはその内訳で、備考にある案件番号は順序の番号でございます。諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

続きまして、本日の流れでございます。目次でございます案件9の地域生活支援事業に関しまして、保有の届出のみとなりますが、こちらに関しましては、届出の遅れ等がございまして、本日の案件の最後に行わせていただきたく、御迷惑

をおかけいたしまして申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

ただいま、本日の流れについて、届出の遅れた案件につきまして、最後に行うとの事務局から説明がございました。皆様には慎重審議を期していただくわけですが、限られた時間の中、円滑な案件審議となるよう、御協力をお願いいたします。

それでは、案件につきましての説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、6ページを御覧ください。「多摩3市男女共同参画推進共同研究会事業について」、企画政策課男女共同参画室の案件でございます。

多摩3市男女共同参画推進共同研究会は、小金井市、国立市、狛江市が連携を図り、共同研究を通じて男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につながる取組を行うことを目的とし、平成25年1月に発足しました。

同研究会では、各年度研究テーマを設定して研究活動を行い、平成26年度からは3市の市民交流を目的として市民交流会を実施しています。

平成29年度は、市民サポーターを募集し交流会開催後に市民サポーター会議を開催し同研究会の事業に対して意見等をいただきました。

この事業を平成30年度以降も継続的に行うため、小金井市の多摩3市男女共同参画推進共同研究会市民サポーターに関する様式を保管するため届出するものです。

7ページを御覧ください。届出番号01-36「多摩3市男女共同参画推進共同研究会市民サポーター申込用紙」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、住所、電話番号、メールアドレスとなります。様式については8ページに付けております。9ページからは「共同研究会規約（案）」がございましたので、御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問等はございますでしょうか。

【清水委員】

メールアドレスの記載は必須項目ではないというふうに認識してよろしいのですか。それとも、記載がないと受け付けないということですか。住所、電話番号までは、普通は必ず保有している。メールアドレスを持っていない方もいるか

もしれませんので。

【男女共同参画担当課長】

メールアドレスにつきましては、こちらの名簿を作成する目的といたしまして、本人との連絡をスムーズに行うことができるようにというところがございまして、こちら、メールアドレスをお持ちのようであればお書きいただくことを考えております。

【清水委員】

必須項目ではないということですね。

【男女共同参画担当課長】

お持ちであればということなのですが、今は、ほとんど皆さんお持ちでおられるのではないかとこのところ、必須とまでは言い切れないと思うのですが、お書きいただきたいというところです。

【清水委員】

メールアドレスを書いていないから受け付けられませんということはないと思ってよろしいということですよ。

【男女共同参画担当課長】

そちらは、そのとおりです。

【松行会長】

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

特にないようですので、本件につきましては承認することといたします。

次の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、11ページを御覧ください。「地縁団体認可業務について」、広報秘書課の案件でございます。

町会・自治会等の地縁による団体は、地方自治法第260条の2の規定により、一定の要件を満たすことで法人格を取得し、団体名で不動産等の登記ができることとなっております。近年、地縁による団体が法人格を取得する際の申請手続きに係る相談件数が増えていることから、新たに「小金井市地縁団体認可事務取扱要綱」を制定し、申請等に必要な様式等の整備を行うことになりました。

本業務の実施にあたり、申請書等を新たに保有することから届出するものです。

12ページを御覧ください。届出番号02-113「地縁団体認可に係る書類一式」でございます。個人情報の内容は13ページにございます別紙を御覧ください。

さい。様式については、14ページから20ページに付けております。

次に、21ページを御覧ください。届出番号02-114「告示した事項に関する証明書交付請求書」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、氏名、住所となります。様式については22ページに付けております。23ページから27ページまでは「事務取扱要綱（案）」を付けております。

【寺島委員】

16ページの不動産に係る権利等のところの「権限」という字についてですが、インターネットで調べたところ、最初の権原のゲンが「原」になっているところと、権限のゲンが「限られる」になっているところで意味が違うみたいなのですが、2つの様式があったので、小金井市ではどちらを使うのかというところで、16ページのゲンが、多分「原」のほうではないかというふうに思ったので、もし訂正する必要があったら、訂正したほうがいいのではないのでしょうか。

【広報秘書課長】

こちらの様式につきましては、地方自治法施行規則第18条関係様式に従って作成したものでございまして、施行規則上、この字を使っているということで、それに倣って使用しているものでございます。

「限る」のほうの権限につきましては、ある行為を行うことが正当と認められる能力、能力の及ぼす範囲を指し、「原」のほうを使う場合の権原とは、ある行為を正当なものにする法律上の原因とされております。

保有資産目録の権原については、現時点で既に保有している資産ということで「原」のほうを使用しておりまして、保有予定資産目録の権限につきましては、現時点で法的原因がないものの、今後保有する予定のもの能力を指すということで「限る」のほうの権限を使用しているというふうに理解してございます。

【白石委員】

13ページの別紙のところ、1の認可申請書や4の変更認可申請書の印影となっているのは、代表者個人の印影ですか。法人格を持たせた、その法人印ではなくて。それも、実印なのか普通の認め印でいいのですか。

【広報秘書課長】

こちらは、申請者の認め印という形になります。

【松行会長】

ほかに御発言ございますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、28ページを御覧ください。「国民年金（拠出）資格業務について」、保険年金課の案件でございます。

国民年金事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条及び別表第1で個人番号の利用が可能な事務と規定されていますが、番号法附則の規定により政令が定められる間は、日本年金機構における個人番号の利用及び情報連携が停止されていました。その後、平成28年11月に停止が解除され、平成29年1月より年金機構での年金相談等、一部の業務で個人番号の利用が可能となりました。

市区町村の事務については、平成29年11月に政令等の改正により、平成30年3月より窓口等において個人番号の提供を受けることとなり、新様式へ移行することから、保有の届出を行うものです。

29ページを御覧ください。届出番号11-488「国民年金被保険者関係届書（申出書）」でございます。個人情報の内容は記載のとおりとなりまして、12項目ございます。様式については、30ページ、31ページに付けております。参考資料として、32ページから35ページまでに厚生労働省等からの通知文を、36ページから38ページまでには国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書を付けておりますので御覧ください。

なお、届出番号14-320として、現在保有しております様式についてでございますが、39ページを御覧ください。個人情報保有等廃止届内訳表のNo.2にございますとおり、国から示された新たな様式に移行することから、あわせて廃止の届出をさせていただくものです。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございましたが、御意見、御質問等ありますでしょうか。

特に御発言がないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、39ページを御覧ください。各業務廃止届について、一括して報告させていただきます。

個人情報保有等廃止届内訳のNo.2の保険年金課の案件は御報告をさせてい

ただいておりますので、その他の7件の廃止届についてでございますが、廃止の理由としましては、それぞれ記載のとおりとなります。これらはそれぞれの廃止年月日をもって収集等を終了し、保存年限経過後に廃棄方法をもって処分を行うものでございます。

廃棄方法の溶解とございますのは、リサイクル処理施設において梱包した機密文書を未開封のまま投入し、溶かしてリサイクル処理する手法でございます。

今期から委員になられた方に本日お配りしております資料「行政文書等廃棄について」は、行政文書等の廃棄についてまとめたものでございますので、参考までに御覧ください。なお、保存年限が常用となっているシステムにつきましては、廃止年月日をもって利用を終了し、消去を行うものでございます。

【松行会長】

本案件につきまして、御発言があればお願いいたします。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、これから諮問及び保有届出報告を含む審議に入りますので、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、これより諮問案件に入らせていただきます。40ページを御覧ください。「市民税・都民税賦課業務について」、市民税課の案件でございます。

市民税・都民税の賦課にあたり、申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書をもとに税額を算出しています。これらの賦課資料については、事務迅速化のため、市が指定する項目のパンチ入力の委託を平成7年度に審議会へ諮問し、承認をいただき実施してきました。

平成30年度課税分より住民税申告に関する項目は、業務の見直しにより市で直接入力を行うことになり、一部のパンチ委託が不要になった一方で、他自治体に対するふるさと納税に関する件数の増加により、寄附金税額控除に係る項目を新たに追加し委託することから諮問するものです。

41ページを御覧ください。諮問第24号「市民税・都民税（特別徴収・普通徴収）各種賦課資料データパンチ業務委託」でございます。

業務の目的としましては、市民税・都民税賦課事務の迅速化のため、給与支払報告書等の各種指定項目のパンチ入力業務を委託するための諮問でございます。

委託処理する個人情報の項目は、42ページにございます別紙の記載のとおりとなります。備考にございます「廃止」となっている項目は、委託処理を行わな

くなるものとなり、「寄附」となっている項目は、今回から追加する寄附金税額控除申告書に記載があるものとなります。No. 122「特例分寄附金」は新たに追加する項目でございます。

参考資料として、43ページから45ページに仕様書を付けております。個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の124ページから128ページを御覧ください。

【本多委員】

40ページのところに、諮問理由が記載されておりますが、今まで個人情報の事務処理の外部委託については事務の効率化、経費の設定の観点から委ねていたと思いますが、その中段のところに、「平成30年度課税分より、住民税申告に関する項目は、業務の見直しにより市で直接入力を行うことになり」というふうに書かれております。その背景について説明をお願いしたいと思います。

【市民税課長】

市・都民税の申告書につきましては、これまでパンチ委託ということで外部に出しておりました。この部分につきまして、私どもでパンチのシステムへの入力方法の見直しを図りまして、職員みずからやっつけよう。そのかわり、ふるさと納税のワンストップに係る申請の件数が増加しておりまして、そちらはパンチ委託ということでやっつけようということで、今回の見直しを図っています。

【本多委員】

事務量としては、市で直接入力する部分が増えるという形ではないのですか。

【市民税課長】

市申告につきましては、簡易な入力ができるように、システムの見直しもさせていただいているものでございます。ふるさと納税につきましては、おおよそですけれども、6,000件ほどの入力を見込んでいます。

【本多委員】

もう1点。ここで確定申告があるのですけれども、その項目が今回廃止されるということなので、確定申告のデータが市町村に送られてくるので、入力はどのようなのでしょうか。流れとして簡単にできるものなのでしょうか。

【市民税課長】

確定申告につきましては、税務署からデータ等で送られてくるものを私どものシステムに取り込む形になります。今回職員で行うのは、市・都民税の申告、市

役所に申告をされたものについてのみ行うというものです。

【川井委員】

43、44ページのところで、仕様書がありますけれども、44ページの委託日程というのが1月中旬とかこの辺からと書いてあるのは、これは予定だからこうなっているということですか。既に委託が始まっているという理解でよろしいのでしょうか。

【市民税課長】

委託の日程につきましては、これまでの市・都民税と変更はございません。既に委託は始まっているものとなります。

【松行会長】

ほかに御発言ございますか。

特にないようですので、本案件を承認といたします。

それでは、次の案件について説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、46ページを御覧ください。「コミュニティバス再編事業について」、交通対策課の案件でございます。

小金井市コミュニティバス「C o C oバス」は、平成15年3月に北東部循環の運行開始から、現在市内を5路線が運行しているところです。

しかし、運行開始から約15年が経過しており、その間、JR中央本線連続立体交差事業や駅前再開発等により、市内の交通状況及び市民ニーズが変化してきました。

本事業は、これまでの状況及び今後の新庁舎建設計画等を踏まえ、C o C oバスを含む既存路線の運行状況や利用実態、市民の移動実態、要望等の調査分析による課題抽出を行った上で、再編の基本方針及び運行基準を検討するとともに、再編計画を策定しC o C oバスの総合的な見直しを行い、コミュニティバスのさらなる充実を図るための業務支援を目的としています。

その中で市民の移動実態並びに要望等の調査として、無作為抽出による市民アンケートを実施することに伴い個人情報を取り扱うことから、本事業に係る業務委託について諮問を行うものです。

47ページを御覧ください。諮問第25号「小金井市コミュニティバス再編事業支援委託」でございます。業務の目的としましては、コミュニティバスへの市民ニーズの変化に対応するため、C o C oバスの総合的な見直しを行う業務支援

を受けるための諮問でございます。

委託処理する個人情報の項目につきましては、住所、氏名でございます。

参考資料として、48ページにはアンケート調査実施の委託に関する流れと、49ページから54ページには「委託仕様書（案）」を付けております。個人情報取扱特記事項につきましては、共通資料の124ページから128ページを御覧ください。

お戻りいただきまして、55ページにはC o C oバスの現在の路線図を付けております。

【多田委員】

これは無作為抽出でのアンケートというより、パブリックコメントのほうがより精度の高い意見が集まると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

【交通対策係長】

パブコメのほうがという御意見を頂戴いたしました。今回、事業を推進するにあたりまして、事前に無作為抽出の市民アンケートということで考えてございます。パブリックコメントという手法も、確かに市民のニーズを確認するという点では一つのやり方なのかなとは考えてございます。

しかしながら、パブリックコメントというのは、あくまでも出したものに対して、基本的に興味のある方から書いていただく、そんな手法なのかなという位置づけでございまして、今回、無作為抽出することに当たって、当然、乗っている方もいらっしゃれば、乗っていない方もいらっしゃいます。例えば、乗っていない方がいらっしゃれば、どういう形になれば乗るのかとか、そういった乗っていない方の状況というの把握したい、様々なニーズの情報収集に努めてまいりたいという趣旨でアンケートの実施を考えてございます。

【仮野委員】

無作為抽出はどういう方法で抽出するのですか。

【交通対策係長】

情報の抽出につきましては、基本的には内部でさせていただく予定ではございます。当課から情報システム課に依頼をさせていただいて、必要な情報を抽出させていただくというような形で考えてございます。

【仮野委員】

世論調査をするときに、新聞の場合、昔は住民基本台帳を見せてもらって、20人おきに選んでいくと、そうやって選んできたのですが、今のお話だと、情

報システム課にお願いして、どうやって抽出するのですか。

つまり、アンケートの信憑性を高めるには、ある程度の方式をしっかりとっておかないと。

【松行会長】

個人情報保護という点からは、非常にキーポイントの質問だと思います。

【仮野委員】

ある程度の公平性を保つためには、ある一定の集団に集まったりしてはいけないわけですね。

【情報システム係長】

システムでは、無作為抽出という機能がございまして、そちらで、依頼課から層化二段法方式にしたり、年齢につきましても二十から何歳までという形で男女比率や人口比率等指定した人数について、きちんと分けた形での抽出が可能ですので、こちらは依頼課と調整させていただいた上で、平等に抽出できるように、システム的には担保しております。

【清水委員】

基礎のデータベースはどういう類いのデータを使うのですか。住民台帳とかですか。

【情報システム係長】

システムの中で住基システムというものがございまして、これを土台にやっております。

【白石委員】

事業全体については平成30年度から、平成34年3月31日で、33年度までの4カ年事業ですね。その中で、全体の工程表が出ていないのでわかりにくいのですが、今回諮問されている市民アンケート調査の実施の時期は、大体いつごろかとお聞きしたいのですが。

【交通対策係長】

市民アンケートの時期ということですが、確かに事業としては4カ年の計画で考えてございます。前段といたしまして、まずは現状分析、市民ニーズの確認をさせていただくというところで、次年度の平成30年度の実施ということで考えてございます。

【白石委員】

スケジュール的に詰めた形にはまだなっていないくて、第1回定例会か何かで予

算が成立した段階じゃないとそこまで見えてこないということですか。

【交通対策課長】

時期的なお話でございますが、この事業については来年度、当初予算で計上予定としております。ですので、第1回の定例会で議決を受けた後に始まるという形で考えております。

【仮野委員】

これは個人情報保護にかかわる話ですが、30年度にもう一回やって、それから、さらに4年間先までやって、20回近くやるようだけど、C o C oバスを見直すのがそんなに5年も6年もかける必要があるのか。つまり、C o C oバスをもっと有効に使うようにするなら、スピーディーに決めないといけないのではと、素人ながら思うのだけど、どうですか。

【交通対策係長】

今回の事業内容につきましては、4年という形で分けさせていただいてございます。今回、再編事業ということで、C o C oバスも、先ほど冒頭に説明がありましたとおり、運行開始から15年が経過しているという現状でございます。当時といいますのが、まだ南北の開かずの踏切という時代に象徴されますとおり、今のルートというのは、南北の行き来が全くないという前提でルートが組まれてございます。その中で、やはりまちの変化というか、再開発など、さまざまな移り変わりがございますので、全体的に見直しをしたいと考えてございます。

全体的というのは、ルートもしかりですけれども、運行本数、時間帯、料金、運賃といったものも含めて、全部一から見直していきたいと考えてございます。

それから、大きなところといたしましては、基本的な方針は踏まえた上で、市内を何地区かに分けまして、市民の方にいろいろと御意見を伺う市民懇談会というのも考えてございます。こうした機会をたくさん設けることに加えて、附属機関であります地域公共交通会議における御意見も踏まえながらになりますと、一定の時間はかかるのかというふうに考えてございます。

【清水委員】

2,000人というのは、平成30年度の量なのか、4年間ぐらい継続するというと毎回2,000人を抽出して、いろいろ条件を変えてやるということなのか、ここで承認する範囲はどこまでを承認するのかという点を。

【交通対策係長】

ただいまのアンケートについてということですが、先ほども申し上げましたと

おり、平成30年度のみの実施ということで考えてございます。以降は特段、アンケートは行いません。

【仮野委員】

30年度で交通会議を4回。そうすると、アンケートは30年度に1回だけですか。

【交通対策係長】

地域公共交通会議においては、平成30年度に4回の予定で組ませていただいております。アンケートについては30年度に1回ということで考えてございまして、当然、アンケートをする前には公共交通会議の皆様のお意見は必ず踏まえた上で実施します。

それ以降につきましても、基本的な方針、運行基準、計画等々を協議する機会がございますので、それだけではないということでございます。

【川井委員】

住基システムかどこかに入っている個人情報、このアンケート業者に出していいという根拠というのは何かあるのでしょうか。

【情報公関係長】

住民基本台帳から抽出してということですが、こちらに関しては、住民基本台帳の目的として、市町村において住民の利便の増進や行政の合理化に資するために使用することもうたわれておりますので、抽出して使用させていただくような形として考えてございます。

【川井委員】

うたわれているというのは、どこにうたわれているのですか。

【情報公関係長】

住民基本台帳法でございます。第1条の「目的」においてうたわれておりますので、その規定をもって利用するという形になります。

【川井委員】

そうすると、アンケートを受けた人は、業者に「何で私のことがわかったの」というと、「市役所で法律のこういうことで出してもいいということになっているので、教えてもらって出したんですよ」という説明をするということですね。

【総務課長】

アンケートは市の事業になりますので、市に連絡が来ると思います。そのとき、市から説明をさせていただく形になると思います。

【川井委員】

わかりました。市が出すのですね。この委託というのは、何を委託するのでしたか。

【情報公関係長】

抽出した2,000人分のデータを、封筒とかを用意していただいて、会議室で業者さんに作業を行っていただくという、48ページの流れでございます。

受託者が係るところということで、色が濃くなっています「宛名ラベルの貼付けと郵送」が個人情報を取り扱うという委託をここで諮るものでございます。

【川井委員】

宛名貼付けと郵送の作業を委託するものであって、あくまでアンケートの表に出てくるのは市であるという理解でいいですか。

【交通対策課長】

委員のおっしゃるとおりになります。

【松行会長】

相当の議論が進んでおりますが、他にご発言ありますでしょうか。

特にないようですので、本件を承認とさせていただきます。

それでは、次の案件についての説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、56ページを御覧ください。「学校納付金収納業務について」、学務課の案件でございます。

市立小・中学校では、給食費の保護者からの徴収については、学校（教員、栄養士等）の負担軽減等の観点から学校ごとに決められた金融機関（ゆうちょ銀行9校、JAバンク3校、東日本銀行2校）の口座を保護者等が開設し、その口座より学校の給食費口座に自動振替により収納しております。

この学校納付金収入業務については、平成11年度に審議会に諮問し承認をいただき実施してきました。

本件については、東日本銀行の離脱に伴い、2校の今後の金融機関を検討した結果、ゆうちょ銀行との取引を行うにあたり、これまでは保有届出をしている学校納付金自動払込みシステムにより、磁気媒体でデータの授受を行ってきましたが、これから新たに実施を開始するものの条件として、事務等の安全性を担保しつつ効率性を考慮し、インターネット回線を利用し、ゆうちょ銀行ホームページのシステムにアクセスして行うための諮問をするものです。

57ページを御覧ください。諮問第26号「学校納付金自動払込みシステムへのオンライン接続について」でございます。オンライン接続に関する内容については諮問書にございますが、接続の目的としましては、学校へ納付される金額について、インターネットを通じて自動払い込み依頼をするためでございます。オンライン接続する個人情報、通帳名義人名、通帳記号、通帳番号、給食費金額、生徒氏名、生徒番号となります。参考資料として、58ページにはオンライン接続に関するイメージ図を、59ページから61ページには運営要綱を付けております。

【白石委員】

59ページからの管理運営要綱を昨年12月1日付で改訂しているのですが、改訂した箇所が明示されていないのですが、第10条になるのでしょうか。普通だったら新旧対照表を付けていただかないと、改正の前後がわからないので、以降はそうしていただきたいなと思います。

【保健給食係長】

変更の箇所についてでございますが、委員の御指摘のとおりでございます。第10条の「接続の禁止」の部分でございます。もともと、このシステムの運用に係る電子計算組織とそれ以外の電子計算組織とは接続してはならないという規定でございましたが、ただし書き以降の、「職務執行上必要かつ適切である場合であって、市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて公益上必要であると認めたときを除く」ということを加えてございます。

それとあわせて、10条の2の、「前項ただし書きの規定により当該電子計算組織とそれ以外の電子計算組織とを通信回線によって接続する場合は、個人情報に必要な保護を講じなければならない」ということも加えてございます。

【総務課長】

白石委員から、今後、新旧対照表のようなものも資料として出してほしいという御意見がございますので、今後につきましては、新旧が明示できるような形で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【白石委員】

審議会の役割が大変重要なのですよ。ここに委ねられているわけですから、よろしくお願いたします。

【川井委員】

これはゆうちょ銀行に、今まで9校委託されていて、そこはインターネット

回線を利用してデータの送付が行われているということなのでしょうか。

【保健給食係長】

ゆうちょ銀行既存の9校につきましては、FDでの磁気媒体でやりとりをしております。今回、全く新たにゆうちょ銀行との取引が入りまして、インターネット回線を通じて行うということの諮問内容でございます。

【川井委員】

東日本銀行が離脱をして、ゆうちょ銀行との取引を行うので、磁気媒体からインターネット回線に変えるということが書いてあるのですが、そういうことではなくて、これを機に磁気媒体からインターネット回線へ送付方法を変えようという諮問ということなのでしょうか。

【保健給食係長】

現在、既存の9校につきましては、ゆうちょ銀行から提供されましたシステムを使って磁気媒体によりやりとりをしておりますが、今後、Windows 8のサポート期間の終了に伴いまして、システムの提供をいただけないということになっております。

システムを今後、こちらの諮問の結果によっては、全ての9校につきましてもインターネット回線で取引をやっていきたいというふうに考えています。

【川井委員】

ちょっとわかりにくいのですが、そうすると、これは東日本銀行の2校分をまずここで諮問して、それがオーケーになったら、もう一回諮問が出てくるということなんですか。9校分については。

【情報公関係長】

現状、9校に関しては、そういった磁気媒体を使ってデータを送っているのですが、Windows 8のサポート期間中であれば、そのままスライドしてずっとやっていけるわけですが、それが終了した場合には、どうしても対応するためにオンラインで接続をしていかなくてはいけない可能性があるかと、今は思っております。ただ、この諮問に関しましては、何校やっているとか、そういった形にはなりませんので、こういう取り扱いを市として行っているということになり、これから始めるのは2校ですが、いずれは9校もプラスされるという形で、媒体で行っていたものが終了される可能性は、見込みとしてはあるかなというふうに考えています。

【川井委員】

その場合は、また新たに諮問をされるのですか。

【情報公関係長】

いえ、これは2校分の諮問ということではございませんので、市として、こういった形の取り扱いをしているという諮問でございますので、もし今後、9校が追加されたとしても、特段、内容に変更がない限りは諮問を新たに行うというものではございません。

【川井委員】

もうちょっとこの諮問の意味を整理していただいて、わかりにくいと思うのですが、これはあくまで、東日本銀行が離脱をして、こうするということなのですが、今のお話ですと、ゆうちょ銀行のWindowsの問題とかがあって、そこから変えていこうということであれば、そういった諮問にしたほうがわかりやすいのではないかと思うのですが。

【情報公関係長】

現行では2つのやり方が存在するという形で御理解いただきまして、諮問に関して、特に廃止された事業の届出をする条例とはなっておりませんので、実質は消滅という形になってしまいますが、生きている諮問と消滅している諮問、両方存在すると考えていただけたらと思っております。

東日本銀行とゆうちょ銀行があったわけですが、ゆうちょ銀行の9校に関しては今までどおり、平成11年にかけてさせていただいた諮問をベースに続行します。今後、これに統一される可能性は高いのですが、9校が今回のオンライン接続という形に統合された場合に、記録項目等、何か変更が生じた場合には必ず諮問ということで、新たに諮らせていただきますが、単に9校がプラスされたときには、特段諮問を必要としないと考えております。

【総務課長】

現行の9校は、このインターネットオンライン接続に移行するというのはまだ決まっておりません。まだ移行するというのが決まっていないということは、9校についてはまだ既存の磁気媒体を使ったシステムになります。

【川井委員】

もう一回諮問していただければ、それで構わないのですけれども。

【総務課長】

オンライン接続という制度自体が、ここで一旦諮問をして御了解をいただければ。

【川井委員】

説明の仕方というか、書き方だと思うのですがけれども、この56ページの真ん中の、「本件については、東日本銀行の離脱に伴い、2校の今後の金融機関を検討した結果、ゆうちょ銀行との取引にあたり」云々と書いてあるので、何となく2校に特化したような諮問に見えてしまうのですね。特化しているのだったら、またほかのところが変わったら諮問するのですかという話になるのですが。

【情報公開係長】

確かに現時点では2校という考え方をもとにこの説明文を考えさせていただいたところですが、そちらに関しまして、委員からの貴重な御意見ということで、今後、わかりやすいように概要説明を考えていきたいと思っております。申し訳ございません。

【本多委員】

先ほど、白石委員から要綱の関係が生まれて、私もどこが改訂されたのかなと思ったのですが、説明を受けまして、今まで磁気媒体でデータの授受をやっていた要綱を、今度、オンライン結合によることによって、10条だけということで、この辺は個人情報保護条例の15条のところの条文をここに入れている感じがするのですが、それだけで事務の安全性は担保できるのでしょうか。

【保健給食係長】

端末には、基本的には個人情報は一切保管いたしません。

学校にそれぞれ振られたID番号というのでしょうか、それを学校長がそれぞれ管理しまして、この端末を使用できる方、例えば1人、2人になるかと思えますけれども、そういった方の指定というか、指名というのでしょうか、いたしまして、またその2名につきましては、それぞれ独自の暗証番号を用いてコンピュータに入っていきますので、担保できているのではないかなと。

さらに、ホームページ上で何をしたか、誰が使ったかというのは学校長の権限で、使用状況というのでしょうか、それを把握することはできますので、使用端末については担保されているのではないかと考えております。

【仮野委員】

現在既に9校がゆうちょ銀行と取引していて、その方法は磁気媒体システムだと。ところが、東日本銀行が離脱したことから、2校が取引できなくなっているから、それをゆうちょ銀行に変えるという話ですか。

今までの説明だと、東日本銀行から外れた2校は、今までどおり磁気媒体デー

タに移行すれば、それで済む話ではないのですか。

もう一つ条件が加わるのが、Windows 8が生産中止になるから、新しい条件でインターネット回線を利用しなくてはならないとしているわけですから、もし、Windows 8がもう使えなくなるということで、新しいインターネット回線を利用するというなら、事前の9校プラス、今度の2校、11校をそっちに移すという申請をしなくては納得できないのではないのですか。

【情報公関係長】

すみません、ちょっとお伺いしたいところが、今、現状2校がオンラインによって実施をするというところで、今後、まだ未定の状況なわけで、もし9校がオンラインに移行するというときには、当然のことながら、諮問としてまた諮るべきではないかというお話ということでよろしいですか。

【仮野委員】

いや、まだそこまでは言っていないのですが、簡単に言うと、今も磁気媒体による授受はできているわけでしょう。このシステムは、ゆうちょ銀行はいつまでやれるのですか。

【学務課長】

実は、この東日本銀行の2校分は、ゆうちょ銀行に相談して、ほかの学校と同じようなやり方をやりたいと思って相談しましたが、現時点では、将来、磁気媒体はなくすという方向性があるということで、現在新規では受けられないということでした。

【仮野委員】

東日本銀行ですか。

【学務課長】

ゆうちょ銀行です。新規で磁気媒体はやらないということでした。

【仮野委員】

なるほど。それを言ってくればわかりました。

では、2校はゆうちょ銀行の言うとおりの新しいシステムを利用すると。残りの9校はどうするのですか。

【学務課長】

9校は、当面はまだ今の磁気媒体が継続できるので、それが使えなくなる時期までは、現状で二本立てみたいになってしまいますけれども、その形でやっています。

【仮野委員】

なるほど。そういうふうに整理して書いてくれていたらよかったです。その「事務等の安全性を担保しつつ効率性を考慮し」なんて、非常に高邁なことを書いているのですが、ゆうちょ銀行が新しいシステムじゃないと2つは受け入れないといっていて、どうしてもゆうちょ銀行に移したいなら、それを受け入れざるを得ないという話ですね。

どんどん近代化しているので、それに合わせなきゃしょうがないので、それはそれとして、私はわかりました。皆さん、ほかの方がどう考えるか。

【清水委員】

今の議論の中で、東日本銀行の置きかえという話と、それから、システムの構成が全然違ったものが出てくるという2つが、切り分けられずに一緒くたに諮問されているので、このような混乱をしているのかなと。

59ページにあるシステム管理運営要綱、これがインターネット対応の要綱になるということだと思うのですが、その中にそういう類いの話ってあまり出てこない。例えば、59ページのデータ管理の項目を見ると、相変わらず磁気媒体中心の話しか書いていないのですよ。こうなると、先ほど本多委員から出たような、インターネットになったらまた別の注意すべき管理規定が出てくるのではという心配もあるかと思うのです。それを、2つのシステムが同居している、しかもその対象となる銀行が幾つかあるという中で、それを一緒くたに諮問しているという、そこに無理があるのではないかと。どこかで切り分けられないのですかと、今の議論を見て、皆さん、そこで承認していいんですか、どうですかって悩むところじゃないかと思うのですが。

【松行会長】

ただいま清水委員から、全体としてこの事案に対する、担当課並びに総務課からの説明では旧来のシステムと新方式とが混在しているがゆえに、そこを明確に切り分けた議論をしていただいて、両システムが混在している中でのシステムの安全性というかリスクの担保を、大事なお金の問題ですから担当課並びに市全体がどうするかということなので、混在は当分仕方がないとするならば、切り分けて説明し、何か起こっても、切り分けた安全性の確保、これは本多委員の御提言を含む御発言とも関係しているのですが、そういうことをきちんとやってほしいという御意見を含んだ何人かの御発言でございますので、それをまとめた形で、担当課からどうするかということをお場で発言していただきたいと思います。

【学務課長】

ゆうちょ銀行の2種類の処理につきましては、要綱ではこちらに掲げさせていただきましたシステムの管理要綱1本で含まれているという形で御理解いただけるとありがたいです。

運用につきましては、磁気媒体での運用の管理の方法と、それから、インターネットを使ったシステムの管理の状況ということで、それぞれ運用の基準を別途設けるような形で、学校のほうで必ず安全にこの事案はやっていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【清水委員】

管理運営要綱をインターネット用にもう一つつくるということですか。あるいは第4条の中に項目を追加するのか、具体的に何をさせていただけるのですか。

【学務課長】

こちらの管理運営要綱がこの12月で改正いたしまして、インターネット接続についてもできるというようなものになっておりますので、これは1本で、これをまた新たに改正するという事は考えてはおりません。

これとは別に、管理の運営についての基準というかマニュアルというか、そういったものを別々に確認をし、管理徹底するという形ですね。

【松行会長】

これは全体的にシステムの併用に伴う安全管理、リスク管理といいますか、そういう問題を含んでおりますので、慎重審議が、さらに複雑になっておりますが。

【中澤委員】

個人情報保護措置のところ、「学校長が利用者等を管理（ID、利用者制限）」とありますが、実際問題、学校サイドでは校長先生も利用者もどんどん転勤で代わっていくと思いますが、その一元的な管理のルールというのがなくて、ただ学校長にお任せしますということで、本当に管理がなされるかどうかということが心配なのですが。

【学務課長】

学校給食費に関しましては、私費会計ということで、全て学校で収入と支出の管理をしております。収入の部分が、徴収するやり方がこちらへ変わるというのはございますが、従来から、学校では給食費の徴収をしておりますので、その給食費の管理のなかでこちらのシステムの取り扱いについても校長先生にやっていただきたいというところで、そこは従来と変わらないところでございます。

【中澤委員】

私がか会社にいたときにID管理をやっておりまして、転勤していなくなった人がぞろぞろ出てきたり、新しく来た人の未登録など、管理台帳があったんですがそのニーズが多いのです。銀行だったのですが。そういった管理を、「校長先生お願いします」で、本当にできるのかなというのが、非常に心配なんですけれども。

【学務課長】

現在、給食会計の責任者は校長先生となっておりますので、そちらについて、異動等がある場合は、十分に引き継ぎ等はしていただきまして、教育委員会としても、きちんと説明してやっていただくように努力したいと思ひます。

【中澤委員】

ID登録のマニュアルや、利用者制限の登録マニュアルというような管理を助言しないと、いきなり校長先生にやれといってもできないのではないのでしょうか。

【学務課長】

ID番号などは、ゆうちょ銀行が付番したものですので、そちらについては、学校で当然引き継ぎされるものと思ひていますが、こちらでもお任せするというのではなくて、きちっとマニュアル等で管理していくような形を考へております。

【中澤委員】

ある程度ゆうちょ銀行が骨格のマニュアルを学校側に提示して、それに基づいて校長先生なり、校長先生の代理の者がそういった入力及び転勤になったら削除とか、そういうのも全部やりながら、ゆうちょ銀行にある程度その辺を任せるといふことですよ。

【学務課長】

そのとおりでございます。

【仮野委員】

東日本銀行にやっていた2つの口座をゆうちょ銀行に移そうとしたところ、ゆうちょ銀行は新しいシステムじゃないと受け取れないという話ですね。

そこで質問ですが、残りのJAバンクではだめだったのですか。

【保健給食係長】

以前にJAバンクさんにも確認はしたんですけども、これ以上の受け入れは

しないという回答でしたので。

【仮野委員】

結局のところ、56ページの文章をしっかりと読み込めば、東日本銀行の離脱に伴い、2校の今後の金融機関を検討した結果、ゆうちょ銀行と取り引きすることになったというわけで、ここには言葉はないが、JAバンクはだめだったということですね。

今までは磁気媒体データでの授受を行ってきたが、ゆうちょ銀行側が出してきた条件はインターネット回線を利用するものでなければ受け付けないということなので、この2校分はインターネット回線利用に変更しますという届出をしてくればよかった。今回はこの文章がすっきりしていないから、みんな混乱したんですよ。清水さんが指摘されたように、無理矢理この文章を作っているから、余計はつきりしない。あとは、その場合の個人情報の保護には、学校長も含めて真剣に取り組むと、それをやりますと言ってくれればそれで済む話です。

【松行会長】

これに関連して、長時間の議論をやり取りしましたが、今後、東日本銀行の例だけではなく、国が生産性の向上を公式にうたってきておりますし、一方では、働き方改革の運動もあります。銀行はAI化に伴って大幅に人件費を削減したり、店舗を廃止、統合などの合理化を進めることで、この新しい技術革新を克服しようという全体的な戦略的な金融機関の改革の動きがあります。

したがって、今回の例だけでございましたが、そういう業務の改善や革新という合理化の動きは急速に進むのではないかと、私も専門領域から見ましても、そういう気が強くしております。

ほかの金融機関も、これを戦略的に業務として引き受け続けるかどうかというのは、甚だ見通しははつきりしないと踏んでおりますので、そういう企業の状況を踏まえて、総務課をはじめ担当部局におかれましても、ぜひ、統一的な方法が望ましいと思われまします。これは現代の大きな技術革新の動きに伴う、あるいは国家の戦略的な目標との関連もありますし、問題自身は、ベースにおいて非常に大事なトレンドを含んだ議論でありましたので、込み入った議論となりましたが、この議論は決して無駄ではなかったのではないかなと思っております。

この案件を承認といたしたいと存じますが、御了解いただけますでしょうか。本件を承認とさせていただきます。

次の案件について、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、62ページを御覧ください。「学校教育活動について」、指導室の案件でございます。

63ページ、諮問第27号「小金井市立学校における携帯型情報端末について」、64ページ、諮問第28号「小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について」。関連しておりますので、一括にて説明させていただきます。

まず、今申し上げました「携帯型情報端末」についてでございますが、これは「タッチパネル機能を備えた画面を有している持ち運びが可能な情報端末」のことを携帯型情報端末としておりますので、そのように御理解ください。

市では、学校教育の充実と振興を図るために、第2次明日の小金井教育プラン（以下「プラン」という。）を策定し、プランの実現に向けて取り組んでいるところです。

プランでは16の施策を重点施策と位置づけ、そのうちの1つとしてICT機器の整備が掲げられているところですが、今回プランの実現等に向けて、以下の2つの取組を実施することとなりました。

1、市立小、中学校の全14校に携帯型情報端末を配置し、写真や動画等を活用した授業を行います。

2、総務省が行っている「次世代学校ICT環境」の整備に向けた実証について、今回、小金井市教育委員会として前原小学校及び南中学校における実証授業を提案し、その審査の結果、総務省より実証団体として決定されたところです。

本実証は、コストを軽減した次世代学校ICT環境の整備を目指すため、携帯型情報端末とクラウドサービス等を活用することで、当該実証の目的である有用性及び導入・運用上のノウハウ・課題等を明らかにし、市のICT機器の整備及び運用上のノウハウを得るとともに、全国の学校への普及等に繋げていくものです。

これらの取組を行うために携帯型情報端末を使用し、児童、生徒及び教員に関する個人情報や携帯型情報端末及びクラウドサービスに保有することから、届出及び諮問を行うものです。

63ページを御覧ください。諮問第27号「小金井市立学校における携帯型情報端末について」でございます。業務の目的としましては、諮問書にございますが、学校教育活動のためでございます。個人情報の記録項目は、諮問書に記載のとおり、氏名、学習の記録、容姿（写真等）、ID、パスワード、学校等情報（学

校名、学年、組、出席番号) の6項目でございます。

64ページを御覧ください。諮問第28号「小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について」でございます。

オンライン接続に関する内容については、諮問書にございますが、接続の目的としましては、セキュリティ要件を満たした民間サーバの活用及び各教育ソフトの利用のため行うものでございます。

オンライン接続する個人情報に記載のとおりでございますが、先ほどの諮問第27号と同様でございます。保護措置としましては、66ページの別紙、「セキュリティについて」のとおりとなりますが、ファイアウォールや認証機能等によりセキュリティ対策を講じているところでございます。参考資料として67ページ、68ページに総務省による「『次世代学校ICT環境』整備に向けた実証」に係る提案公募の結果に関する概要資料を付けております。

最後となりますが、諮問に関連する保有届としまして、ページをお戻りいただきまして65ページに届出番号32-79「小金井市立学校における携帯型情報端末」でございます。個人情報の内容は、諮問の記録項目と同様でございます。

【樹委員】

これは小金井市では前原小と南中ということですが、お子さんの情報がクラウド等に載るということで、保護者にどう周知しているかということをお教えいただきたい。

【統括指導主事】

保護者へどのように周知しているかということですが、今回、この諮問をした後になりますが、4月に保護者向けにクラウドサービスを利用して行うこと、また、写真等を撮っていく、そういった点で保護者への連絡と、個人情報の管理については、通知を配布する予定でございます。

【樹委員】

4月、5月はちょうど保護者会等も学校では行われると思いますし、そういう場でも、しっかりとした説明と理解を得るようなことを実施していただきたい。やはり保護者としては、子供の情報が出るというのはとても敏感でもありますし、これから長い間、生きていく子供たちですので、その辺の周知をぜひ徹底していただきたいと思っております。

【統括指導主事】

保護者への丁寧な説明と周知につきましては、具体的な文案等も指導室で作成

して学校へ提示し、学校側からきちんと配布するようにいたします。

【白石委員】

66ページの図についてです。今回の学習クラウドサービスは、どこかの業者が開発した個別学習ソフトと協働学習ソフトを利用すると思います。ここでグーグルのクラウドに載っかってくるのですが、他の12校も別にクラウドに載っかっている部分の理解が不十分なので説明してください。

【統括指導主事】

今回、学校に導入する携帯型情報端末というものは、グーグル社が開発したクロームOSというものを使っております。このクロームOSというものを使っていく場合に、クラウド上にあるグーグルのサーバと通信してOSが常に最新の状態になるようになっております。また、導入するクロームOSを入れたクロームブックという製品ですが、全て一貫して集中管理するようなシステムになっております。このクロームブックは14校の普通教室に1台ずつ配置するものです。今、お話ししたのは、市として導入するものです。

それともう一つ、総務省案件というのは、前原小学校と南中学校の2校ですけれども、総務省から、児童・生徒用のクロームブックが入ります。ですので、台数は、南中と前原小は非常に多くなっているのです。この図の中の14校全てがグーグルのサーバにつながっているというのは、クロームブックを使うからという意味でございます。

【白石委員】

要するに、総務省の実証実験に応募して選定されましたよと。だけれども、システム的には、小金井市立の全校で順次実施はしていきますと、グーグルで載っかっているということなのですね。

【統括指導主事】

まず、総務省の案件を受ける前の段階で、小金井市として14校の普通教室に教員用の端末を導入する計画を持っていました。ただ、予算的な面で、教員用以外の整備ができなかったところです。こういった小金井市の整備状況を一歩進めるために、今回、総務省の研究を受託し、2校の児童・生徒用の端末分がプラスの形になっております。

総務省の案件を受けるに当たって、総務省側には、市で導入する端末も使いますし、今後、総務省の案件を市のほかの学校にも展開していくという展望も説明して、そういった計画が認められて今回受託をしたということでございます。

【白石委員】

個人的にはいろいろと、グーグルについてはありますけれども。

【仮野委員】

66ページに書かれている、「不正アクセスは遮断します。あるいは外部からのアクセスを制御します」ということがあります。先ほど樹委員が子供の顔写真などが外部に出たら困るといふ御趣旨の発言をされたわけですが、そういうことはあり得ないのでしょうか。

【統括指導主事】

本計画については、総務省の評価委員会等の審査も通っております。絶対、100%あり得ないかというふうに聞かれますと、99%ないだろうというのが一般的です。残りの1%がどれくらい予見できるかというところですが、総務省の評価委員会の中でも、それは予測不可能な部分が1%だという話でした。

一番の心配事は、クラウドのシステムの技術的なところでの漏えいよりも、むしろ人為的な操作ミスとか、そういったことで出てしまう、そこの方がリスク的には大きいと考えています。そういった点で、教員や子どもに対する情報モラル研修を一層やる必要があるといった指摘もいただいております、小金井市教育委員会としても取り組んでいこうと思っております。

【清水委員】

66ページの図で、今回の事業について、新規に導入されている機械というのはどの部分で、小金井市が管理、監督できる対象はどこまでなのか。

【統括指導主事】

66ページの図の下の四角で囲みのある学校の部分で、ここは全て新規になります。テレビについては既存のものでございます。

あと、端末の管理ですが、物理的な管理としてはラベリングをしています。今回は持ち運べるようになっておりますので、学校の鍵のかかるロッカーにしましましょうとか、そういった運用ルールを決めております。

もう一点ですが、クロームブックが、万が一、紛失した場合どうなるかというところになりますけれども、管理コンソールで、全ての端末を管理者側の端末から即座にロックすることができます。また、その端末内には、基本的にデータは残っておりませんが、一時的なファイルというものがあまして、クラウドのサーバに常に保存をしていくのですが、ネットワークから遮断された場合に、一時的にキャッシュ、少しデータが残ります。ただ、それを取り出すというのは容易

ではありません。どれくらいやるかという、全部ばらばらにして、メモリーチップを正確に、技術的に読みとることをしますけれども、そこまでの必要もないし、そこまでの技術的なレベルのことはそうそうできないと思いますので、管理上、紛失等の予防策も含めて、かなり高いレベルだと思っております。

【清水委員】

携帯端末について新しく導入しますと、その上に前原小学校の中、メインのシステムみたいなものを書いてあって、先ほど言われたようなロックする権限もどこかのシステムが持っているわけですね。それが前原小学校にある機械からできて、例えばそこに対して誰か外から来た人間が権限者になりすまして、端末を操作するというのもシステムのには可能かなという気がしまして、その小学校にあるコンピュータは誰が管理して、誰が保守をするのかというあたりは、小金井市が関与できることなのかどうかというところを。

【統括指導主事】

管理については、これはグーグルのサーバ上で行います。サーバ上の管理コンソールというものから小金井市内の全てのクローム端末を制御できます。1回の操作でおおよそ5,000台管理できるようなシステムでございます。

なりすましというところですが、人為的なミスで、例えば管理用のIDパスワードが机上に置いてあって、それを見た人がなりすまして入るということは、可能性がります。

それ以外の部分で、ハッカーのような人ができるかというところですが、グーグル社の方に聞いたところ、ハッカーに懸賞金をかけてハッキングできるか、そういうことをずっとアメリカでやっているそうです。今のところ破られたことはないということですので、一定、信頼できるのかなと私は思っております。

【多田委員】

IDとパスワードさえあれば、学校等情報や容姿は要らないのではないかと思います。どうしても写真というのが、ちょっとひっかかるのですけれども、いかがでしょうか。

【統括指導主事】

写真という意味なんですけれども、今回の導入する目的が、授業をわかりやすくするためのもので、今、想定しているのが、体育の時間に跳び箱をこう跳ぶとうまく跳んでいるよとか、これだとうまくいけなかったとか、そういうのを映像で撮って見せるとかが教員側の想定になっております。子供側がカメラ付きの携

帯型情報端末を持つと、意図せず教室の誰かを写してしまう可能性があるといった二点が容姿、写真等という意味でございます。

【松行会長】

本件も前案件と同様に、技術革新を含む管理の問題、それから情報漏えい等、安全性の担保をかなり細かい点まで慎重審議していただきました。

特にほかにはないので、本案件を承認いたします。

これで諮問事項についての審議はこれで終了いたします。

それでは、本日最後の案件につきまして、説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、69ページを御覧ください。こちらの案件が届出遅れの件でございます。「地域生活支援事業について」、自立生活支援課の案件でございます。

地域生活支援事業は、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則に基づき、心身に障がいをお持ちの方に対して、日常生活及び社会生活を支援するため、平成18年10月1日から実施しています。また、手話通訳者等派遣に関する事業を除き、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、番号法における独自利用事務を行うため、平成28年1月1日に規則を改正し、申請書の記載事項に個人番号を追加しております。

そして、地域生活支援事業の手続における利便性向上のため、他の行政機関等との情報連携を実施するため、個人情報保護委員会規則に基づき、独自利用事務の届出及び特定個人情報保護評価書の公表を行っており、平成30年7月1日以降に開始する予定としております。

このたび、個人情報届出書の内容確認作業や、個人番号の独自利用開始を控え、地域生活支援事業に係る個人情報保有届出状況を確認したところ、平成18年10月1日の規則施行日の申請書等の個人情報保有届出、及び平成28年1月1日の規則改正時の申請書記載事項の個人番号追加の届出がなされていないことが判明し、いずれも施行後速やかに審議会に報告すべき内容でございました。

今回7種の事業の様式に関して、届出していたもの、していなかったもの、個人番号の追加をしていなかったものと、様々な取り扱いを一度整理すべきと考えまして、地域生活支援事業に関して、それぞれの事業を単位として新たに様式の届出を行い、規則制定前の届出様式は廃止とする御報告させていただきます。

今後はこのようなことがないよう確認を徹底してまいります。

最初に、保有開始の届出について御説明いたします。71ページを御覧ください。

い。届出番号28-227「手話通訳者等派遣に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は72ページでございます別紙を御覧ください。様式については73ページから76ページに付けております。

次に77ページを御覧ください。届出番号28-228「日常生活用具費給付に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は78ページでございます別紙を御覧ください。様式については79ページから83ページに付けております。

次に84ページを御覧ください。届出番号28-229「移動支援費・日中一時支援費給付に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は、85ページでございます別紙を御覧ください。様式については、86ページから90ページに付けております。

次に91ページを御覧ください。届出番号28-230「心身障害者自動車運転教習費助成に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は、92ページでございます。

95ページを御覧ください。届出番号28-231「重度身体障害者児訪問入浴サービスに関する様式一式」でございます。個人情報の内容は96ページでございます別紙を御覧ください。様式については97ページから102ページに付けております。

次に103ページを御覧ください。届出番号28-232「自動車改造費助成に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は104ページでございます別紙を御覧ください。様式については、105ページから107ページに付けております。

次に108ページを御覧ください。届出番号28-233「更生訓練費支給に関する様式一式」でございます。個人情報の内容は109ページでございます別紙を御覧ください。様式については110ページから112ページに付けております。

参考資料として113から120ページまでに事業実施に関する規則を、121ページから123ページには、地域生活支援事業に関する特定個人情報保護評価書を付けておりますので、御覧ください。

保有に関する届出は、以上の7件でございます。

続いて、70ページにお戻りください。廃止の届出について説明いたします。

地域生活支援事業に関する個人情報保有等廃止届内訳を御覧ください。表に記載してあります6件の様式につきましては、制度変更により廃止年月日の平成1

8年9月30日の時点で様式を廃止しておりまして、溶解による文書廃棄も既に実施済みとなっております。

【松行会長】

ただいまの説明はいずれも自立生活支援課の保有届出報告にかかわる事案でございました。本件は今回の見直しで非常に大量の様式の支障が新たに検出されまして、それを隠さず、この審議会に事務局から御報告をさせていただくという取り扱いになっております。

【総務課長】

すみせん、事務局から追加で、申し訳ございません。説明が漏れておりました。

これまでの審議会における保有等の取り扱いでございますが、個人情報保護条例は昭和63年12月に制定され、条例9条による保有等届出に関する当初の事務手続は、平成元年10月1日に整備されています。それ以降、業務の開始や変更、廃止等に関し、その都度対応し、届出漏れ等に関する業務改善も図ってきたところでございます。制度も今年で約30年を迎えるところでありまして、これまでの間、多くの職員が業務に携わってきたにもかかわらず、適切な処理に至っていなかったことは大きく反省すべき点でございます。改善も必要不可欠と考えているところでございます。

各課の対応として、個人情報届出書の内容確認については毎年実施し、今年度は11月に各課に依頼し、12月中に確認を完了しているところでございます。自立生活支援課においては、この段階で届出等を行っていない様式があることが判明したため、制度の沿革や内容の確認、解釈等も検討した結果、既に届出済みのものは規則制定前の様式として廃止の手続をし、改めてそれぞれの事業単位の様式として今回整理をさせていただくものでございます。制度の浸透や理解が薄れていることが、この結果となっていると考えております。

事務局としましては、こういった状況を改善するため届出のスタイル等について、システム構築を視野に入れた研究・検討や、職員への周知方法について、庁内職員研修などを通じて、より一層、制度理解の浸透に向け取り組んでいきたいと考えております。また、その過程におきましても、審議会の皆様には御意見をお伺いする機会も考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

【松行会長】

ただいま総務課長からあわせて全体を見通した、番号制度等の制度改革もございまして、細かい届出報告等の書類の様式の見直しもこの機会にしっかりやって

いきたいということで、今回、特に最後の事案として議事次第に加えられました。本件に関しまして、御質問、御意見があればお伺いいたします。

【朝倉委員】

110ページ、更生訓練費支給申請書ですが、更生の「生」の字が混在しているので、統一をしていただければと思います。正しいのは「生きる」の「生」の字で、更生ですね。ほかのところは「更生」になっていますが。あとはこちらの書類もすべて「正しい」の字になっていますので。

【相談支援係長】

今御指摘いただきましたとおり混在しておりますが、正しい漢字については「生きる」のほうになります。こちらの様式の誤りですので、それについては修正させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

【仮野委員】

ここにあるように、平成18年だからもう12年前に届出を忘れていたものがあつたというわけで、それから2年前にもあつたのに誰も気づかなかつた。先ほど総務課長さんは条例ができて30年たって、何か意識が薄れたという趣旨のことを言ったけれども、まず、届出がされなかつた原因は何だったのですか。それが1点と、今回、これに気づいたのはどういう経緯からですか。その2点です。

【相談支援係長】

御質問と順番が逆になってしまうのですが、発見の経過については、先ほど総務課長からも説明をさせていただきましたとおり、毎年、総務課から全庁的に届出内容について見直しの依頼通知が来ておりますので、それに基づいて確認したときに判明したものです。

原因については、規則の制定自体が11年以上前の出来事なので、詳細なところはわからないのですが、ある程度、推測が混じってしまうことはお許しいただきたいですが、今回、事業ごとに7つの様式一式という形で出させていただいておりますが、このうち、69ページと70ページにまたがる手話通訳と、2つ目の日常生活用具、4つ目の心身障害者自動車運転教習費助成、5つ目の重度身体障害者訪問入浴サービス、6つ目の自動車改造費助成に関する様式、これらの5つについては、昭和の時代から、この規則ができる前からですが、要綱でやっていた事業の一部は届出をしていた状態で、それが今回、廃止で挙げている6つになります。それが混在している状況なのと、4つ目の心身障害者自動車運転教習助成費等につきましては、年間の届出数が数件というところがありまして、個人情

報保有届出をする対象として、定型簿冊化しているものではなく、一件別の起案をしているものになりますので、その判断で漏れてしまったものもあるとしても、ただ、1番目、2番目、3番目については件数も相当数ありますので、そのままにしてしまったということは重大な過ちだとは認識しております。

原因については正確にわかっているところではないのですが、既存事業と新規事業を合わせて、新しい規則にまとめた過程の中で混乱があったのではないかと推測します。

【仮野委員】

取り組んでいる事業はみんな大事なことであり、そしてまた一方で、かなりセンシティブな個人情報でもあるわけですね。その辺は前の人たちがうっかりしていたのかもしれないけど、これからこういうことがあったらいけないでしょう。よくわかりました。

【清水委員】

96ページの①の個人番号には※印で注意マークがついていますが、⑥の個人番号には※印がついていないのは、これはこれで正しいのですか。

【相談支援係長】

⑥の個人番号のほうに※印がついていないのは、こちらの記入漏れになります。

【川井委員】

ちょっと見方を教えていただきたいのですが、70ページの廃止届ですが、これは廃止年月日が18年で、廃棄が溶解で実施済みというのは、廃止というのは様式の廃止と、その中身が入っているものの関係がよくわからないのですが、今これは全部なくなっているということなののでしょうか。保存期間が5年とか何とかというのがあるのですが。この表の見方を教えていただきたい。

【情報公開係長】

こちらに関しましては、18年9月30日まで使っていた様式のものということになります。平成18年度に使用されていた様式で、文書管理の規定により5年保存ということですので、翌年から数えまして平成23年度で丸5年経過したため、24年度に廃棄処分をさせていただいているという意味合いです。

【川井委員】

そうすると、もう既に廃棄済みのもののお話をということですね。

【情報公開係長】

そうですね。こちらの様式は、10月1日から切りかわっておりますので、当

然10月1日から今回届出をさせていただいた様式も、同時期に5年を経過した24年度の廃棄の日をもって処分をしているものでございますので、書き方はこういった形になっています。

【総務課長】

資料がたくさんありますので、例えばということですが、70ページのNo.1「手話通訳者派遣申請書」というのがございます。これは平成18年9月30日まで使っていた様式でございまして、それは廃止をして、平成18年10月1日からは73ページの「手話通訳者等派遣申請書」、こちらに様式を変更しております。

本来であれば、こちらに様式を変更したときに届出をすべきものであったのですが、規則改正の絡みですとか、いろいろありまして、届出が漏れていたものでございます。

【川井委員】

書式が変わっている届出が漏れていたということなのですね。間があくのは別に構わないといったら変ですけども、18年9月30日に書式が廃止されていて、10月1日から書式はあったと。

【総務課長】

平成18年10月1日に様式が変わりましたという届出です。

今回、整理をするに当たって、本来であれば変更の届出になるわけですが、今回、件数が多いので、もう既に使わなくなった様式については変更ではなくて廃止をさせていただいて、新たに18年10月1日から開始をしているという届出をさせていただいております。

【川井委員】

71ページでいくと、業務開始日の日付と、1月17日の日付によって、その結び付きを付けているという理解ですか。そうすると、さっきのこの廃止年月の考え方で、溶解実施済みというのは、この届出していないもので、保存年限以内のものは、当然保存されているということによろしいですか。

【総務課長】

今回、廃止年月日が18年9月30日でございますので、その翌年度から起算します。なので、今、保存年限が一番長いのが、この1番から5番の中では5年でございますから、24年度に廃棄をしていますので、溶解していないものは、もうないという形になります。

【川井委員】

18年のものはいいのですけれども、18年10月1日から届出はしていないにしても、使っていたものがあるわけですね。それは当然、保存されていると。

【総務課長】

そうですね。28年度と29年度のものは、まだ保存しています。

【相談支援係長】

御指摘いただきましたとおり、未届ではあったのですけれども、保存年限は決まっておりましたので、それに達していないものについては、きちんと保存させていただきます。

【仮野委員】

この12年間、つまり平成18年から今日まで、届出していなかったことによって、何か問題は起きなかったのですか。

【自立生活支援課長】

まず、このたびはこのような届出が遅れてしまったことを率直におわび申し上げます。また、今日のこの場において、訂正等を皆様から御指摘いただいたことにつきましては、担当課長として猛省すべきところでございます。申し訳ございません。

今、仮野委員から御指摘がありましたけれども、18年10月1日以降、問題はなかったかということですが、特に問題はありませんでした。

【松行会長】

ほかに御発言はありますでしょうか。

特にないようですので、本事案を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、全ての報告、諮問事項についての審議は終わりました。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。

ア、「次回の日程」についての説明を事務局からお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程は、5月25日金曜日、18時から当会議室をお取りしていますが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

【松行会長】

ただいま事務局案で、次回の日程を平成30年5月25日金曜日と提案されました。この案で御承認いただければ、次回は来る5月25日金曜日午後6時から、当801会議室にて開催したいと存じます。何とぞよろしく御出席のほど、お願

い申し上げます。

本日はこれもちまして審議会の全ての審議事項を終了とさせていただきます。最後まで重要な事案が続きましたけれども、皆様の極めて熱心な慎重審議によりまして、全ての審議を終了させていただくことができました。

会長から、各委員並びに市長さんをはじめ、関係の職員に感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。これにて終了いたします。

— 了 —